# デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 放送コンテンツの制作・流通の促進に関する ワーキンググループ 取りまとめ(案)

2023年(令和5年)8月24日

### 目次

1.	基本認識	3
2.	検討の背景(放送コンテンツを取り巻く環境)	3
	(1) コンテンツ産業の市場規模	3
	(2) 動画配信サービスの伸長と視聴端末・視聴スタイルの多様化	5
	① 動画配信サービスの伸長	5
	② 視聴端末・視聴スタイルの多様化	7
3.	課題とその検討の方向性	10
	(1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方	10
	① 放送コンテンツの制作・流通に関わる人材の確保・育成方策	10
	② 放送コンテンツの製作取引の一層の適正化	11
	(2) 放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方	13
	① 海外の放送事業者や動画配信サービス事業者等との取引機会を拡大するための方策	13
	② 海外展開の意欲があるローカル局や番組制作会社等の後押しをするための方策	15
	(3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方	17
	① ローカル局によるインターネット配信促進方策	17
	② 放送コンテンツの流通促進に向けた動画配信プラットフォームの在り方	22
4.	おわりに	25

### 付録

- 別添1 開催要綱
- 別添2 開催状況
- 別添3 課題ごとの構成員等の主な意見
- 別添4 参考資料

#### 1. 基本認識

デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討を行うため、総務省において、令和3年(2021年)11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(座長:三友仁志・早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)が開催され、令和4年(2022年)8月に「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」が公表された。

同取りまとめにおいて、「人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を取り巻く環境が急速に変化する中においては(略)良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要である」と言及されている。

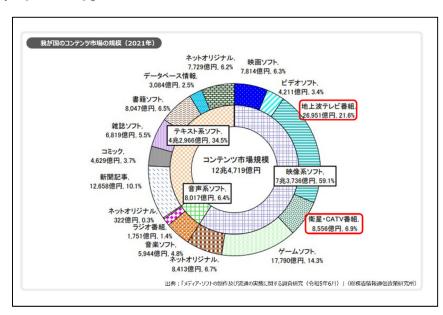
上記の環境整備が効果的なものになるためには、放送事業者によるコンテンツの制作の促進に加え、そうしたコンテンツがより幅広く視聴されるよう、放送やインターネット上における流通の一層の促進が重要となると考えられる。特に、地域情報の発信において、今後ローカル局には大きな役割が期待されている。

以上を踏まえ、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」(以下「本ワーキンググループ」という。)を開催し、デジタル時代における、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について検討を行い、今般、現状及び課題、そして対応策を取りまとめたところである。

#### 2. 検討の背景(放送コンテンツを取り巻く環境)

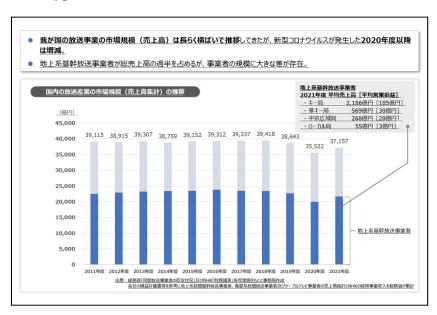
#### (1) コンテンツ産業の市場規模

我が国の 2021 年のコンテンツ産業の市場規模は 12 兆 4,719 億円であり、このうち、放送コンテンツ(地上テレビ番組、衛星・CATV 番組)は3兆 5,507 億円で、全体の 28.5%を占め、コンテンツ産業の要となっている。



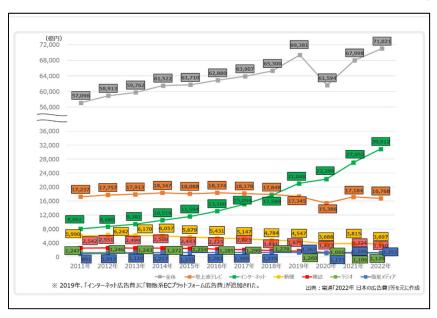
図表2-1 コンテンツ産業の市場規模

他方、我が国の2021年度の放送の市場規模(放送事業者全体の売上高)は3兆7,157億円であり、新型コロナウイルス感染症が発生した2020年度以降は増減しているものの、長期的には横ばいで推移している。



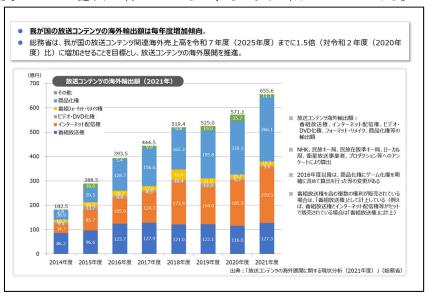
図表2-2 我が国の放送事業の市場規模

また、我が国の2022年の総広告費は7兆1,021億円であり、近年においては新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、その後回復傾向にある。内訳を見ると、地上波テレビの広告費は1兆6,768億円(前年比2.4%減)となっており、長期的には微減傾向となっている一方、インターネット広告は3兆912億円(前年比14.3%増)と堅調に伸びており、2019年には地上波テレビの広告費を初めて上回り、2022年において、その差はさらに拡大している。



図表2-3 我が国の媒体別広告費の推移

我が国の放送コンテンツの海外輸出額は毎年度増加傾向にあり、2020年度の571.1億円に対し、2021年度は655.6億円に伸びているが、そのうち9割がアニメである。



図表2-4 我が国の放送コンテンツの海外輸出額

#### (2) 動画配信サービスの伸長と視聴端末・視聴スタイルの多様化

ブロードバンドの普及や映像配信技術・インフラの進展等を背景として、動画配信サービスが伸長するとともに、スマートフォンやタブレット端末等の視聴端末の多様化や、動画配信におけるタイムシフト視聴といった視聴スタイルの多様化が進んでいる。

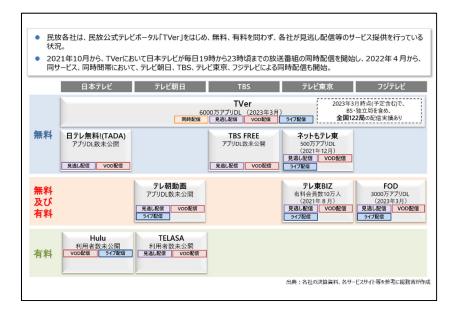
#### ① 動画配信サービスの伸長

動画配信サービスでは、放送コンテンツを含む様々な映像コンテンツが、スマートフォンや タブレット、インターネットに接続するテレビ受信機(コネクテッドテレビ、スマートテレビ、結線 テレビ等)等に対応する形で提供されている。

「NETFLIX」・「Amazon Prime Video」・「Disney+」等の世界的な動画配信プラットフォームによるサービスや、「TVer」・「NHK プラス」などの放送事業者による見逃し配信サービス、「Hulu」・「TELASA」・「テレ東 BiZ」・「FOD」・「NHK オンデマンド」などの放送事業者によるVOD(Video On Demand)サービスが提供されている。

	YouTube	NETFLIX	Amazon	Disney+	Tencent Video
サービス名	<b>►</b> YouTube	NETFLIX	Prime Video	Diensp+	▶ 腾讯视频
運営企業	Google <alphabet inc=""> (アメリカ)</alphabet>	NETFLIX Inc. (アメリカ)	Amazon. Com, Inc. (アメリカ)	The Walt Disney Company (アメリカ)	Tencent (中国)
運営企業 時価総額	1兆3,930億ドル	2,310億ドル	1兆5,580億ドル	3,350億ドル	7,530億ドル
サービス開始	2005年	2007年	2006年	2019年	2011年
事業モデル	AdVOD	SVOD	SVOD/TVOD	SVOD	AdVOD/SVOD
加入者数/ ユーザー数	20億人以上 (2020年時点)	2億1,356万人 (2021年9月時点)	2億人 (2021年4月時点、 Amazon Prime会員数)	1億1,600万人 (2021年7月時点)	1億2,500万人 (2021年6月時点)
料金	_	月額790円~	月額500円	月額990円	月額約600円
	nal Video On Demand): 者	<ul><li>・ 類制動画配信</li><li>・ 変課金型動画配信</li><li>・ 活型動画配信</li></ul>			
	出	Amazon Investor Relation	ings[Stakeholders Letter] 202 on], Third Bridge[Forum], Ten mpanies by market capitalizati	cent Holdings Inc 2019	Annual Report J

図表2-5 世界的な動画配信サービスの現状



図表2-6 民間放送事業者によるインターネット配信サービスの取組(キー局)



図表2-7 民間放送事業者によるインターネット配信サービスの取組(キー局以外の例)

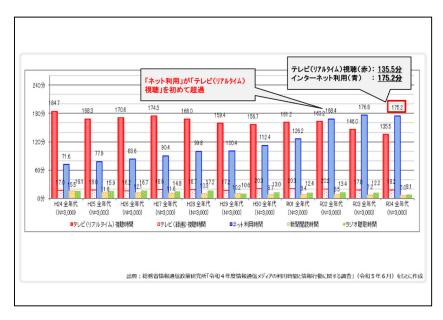


図表2-8 NHKによるインターネット配信サービスの取組

#### ② 視聴端末・視聴スタイルの多様化

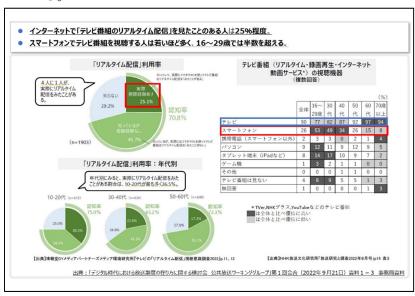
ブロードバンドの進展やスマートフォンやタブレットの普及に伴い、多くの人が、いつでも、 どこでも、インターネットにアクセスし、多様な端末で映像コンテンツを視聴することが可能に なった。

「インターネット利用」時間と「テレビ視聴」時間を比較すると、令和2年度において、平日1日の平均利用時間での「インターネット利用」が「テレビ視聴」を初めて超過し、令和4年度では、「インターネット利用」と「テレビ視聴」との時間差がさらに拡大している。



図表2-9 インターネット利用の伸長

テレビ受信機でリアルタイムに放送コンテンツを視聴するという従来の視聴スタイルは減少し、若年層(16~29 歳)では、スマートフォンでテレビ番組を視聴する人は半数を超え、また好きな時間に、手元の端末で見るという個人志向が強まるなど、視聴端末や視聴スタイルの多様化が進んでいる。

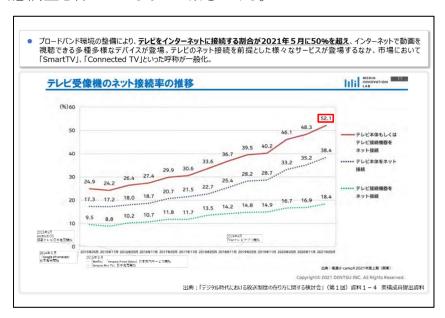


図表2-10 インターネットでの放送コンテンツの視聴



図表2-11 視聴スタイルの変化

また、テレビ受信機をインターネットに接続する割合は 2021 年5月に 50%を超え、テレビ 受信機は放送番組を視聴するだけの端末ではなくなり、動画配信サービスを視聴する機能 を併せ持った端末となっている。なお、このインターネットに接続するテレビ受信機に関しては、テレビ向けOSを提供している世界規模のプラットフォーム事業者の支配力が強まっていることへの懸念などが指摘されているところ、公正取引委員会が、動画配信サービスを含むコネクテッドテレビ関連分野について、市場構造や競争圧力等の状況を調査し、競争状況を評価する実態調査を行っているなどの動きがある。



図表2-12 テレビ受信機のネット接続率の推移

#### 3. 課題とその検討の方向性

- (1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方
  - ① 放送コンテンツの制作・流通に関わる人材の確保・育成方策

#### <現状>

放送が、引き続き、国民の「知る自由」を保障し、災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たし続けるためには、放送コンテンツの制作・流通に関わる人材を確保・育成することや製作取引の適正化などの制作・流通環境の改善を図ることは必要不可欠である。

放送事業者にとっては、放送対象地域向けに放送コンテンツを制作し、放送することが基本にあり、特にローカル局や地方の番組制作会社が制作するコンテンツは、報道番組・情報番組が中心で、番組自主制作比率は平均 10%程度となっており、放送対象地域外の視聴者を意識した放送コンテンツの制作の機会や、番組販売やインターネット配信といった放送対象地域の視聴者に向けた放送以外の流通の機会が少なく、これらに関わる人材の確保・育成が十分にできない状況にある。

特にローカル局や中小の番組制作会社では、必要最小限の人員で業務を行っているため、人材育成に時間と費用を割くことは容易ではない。一部の事業者では、海外事業者との共同制作を行う総務省事業や周年番組の制作の機会等を活用して OJT による人材育成を行う等の工夫をしている。

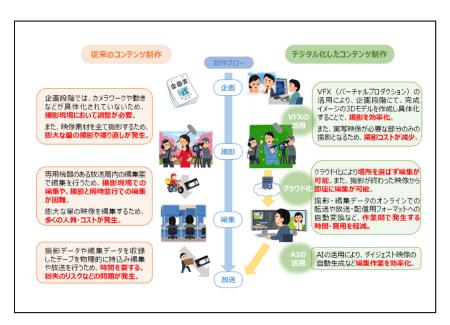
海外展開については、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)が、キー局や NHK が持つ海外展開のノウハウをローカル局等へ共有する取組を行っている。

#### <課題>

撮影や編集作業の効率化・高度化、リモート制作などの導入が急がれるが、海外展開やインターネット配信に関するコンテンツ制作、販路の検討・確保も含めた流通のノウハウの蓄積には至っていない場合が多い。

実際に、海外の放送事業者やインターネット配信事業者と共同制作を行う際に、バーチャルプロダクションや AI を活用した制作を提案されたが、対応できる人材がおらず苦労したという事例や、観光や地域産品の EC (電子商取引)と連動させたインターネット配信を行う際に、クラウドの活用や EC サイトの構築などデジタル技術に対応できる人材不足に直面したため、クラウドを扱える資格取得時の報奨金制度を新設するなど、社内のデジタル人材育成制度を充実させたといった事例がある。

また、ローカル局や番組制作会社は番組販売や共同制作、インターネット配信の経験が少なく、契約交渉や権利処理のノウハウを持った人材がいまだ不足している。



図表3-1 コンテンツ制作におけるデジタル技術の活用

#### <対応策>

放送事業者や番組制作会社、ケーブルテレビ事業者等は、海外の放送事業者や動画配信事業者など、最新映像技術やデジタル技術を活用したコンテンツ制作に先進的に取り組んでいる事業者との共同制作を通じて、最新映像技術やデジタル技術を活用した制作、番組販売や共同制作、インターネット配信を行う際の契約交渉や権利処理のノウハウの獲得を図ることが必要である。

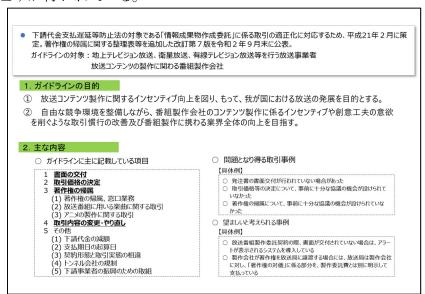
特に、海外を含む、放送対象地域以外の地域向けのコンテンツを制作する機会が不足しているローカル局や番組制作会社、ケーブルテレビ事業者等については、国がコンテンツの制作・流通の機会を提供することにより、不足しているノウハウの獲得・共有の支援を行うことが必要である。その際、視聴動向の変化なども踏まえつつ、放送対象地域以外の地域の視聴者にとっても魅力的なコンテンツを制作する視点を持つことや、地域内外の複数のローカル局をはじめとする映像コンテンツ制作事業者との連携、デジタル人材との連携など、多様なプレイヤーが参画する形でのコンテンツの制作・流通への挑戦を支援することも重要である。

また、放送業界内においても、事業者間の競争関係に留意しつつ、キー局やNHKが持つ制作・流通のノウハウを共有する取組を強化する必要がある。その際、技術的なノウハウや契約交渉・権利処理のノウハウだけでなく、放送を取り巻く環境変化等の基本認識や課題感、倫理や規範的意識などについての共有も図る必要がある。

#### ② 放送コンテンツの製作取引の一層の適正化

#### <現状>

良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進し、放送及び関係業界の発展につな げるため、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」とい う。)を策定しているほか、製作取引適正化に関する総務省及び民間における取組について 専門的見地から助言を得ること等を目的として「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(以下「検証・検討会議」という。)を定期的に開催することにより、放送コンテンツの適正な製作取引を推進している。また、民間でも、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」において、放送事業者と番組製作会社の各業界団体・会員社の情報共有を促進する取り組みが行われている。



図表3-2 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の概要

ガイドラインの令和4年度フォローアップ調査の結果においては、放送事業者と番組製作会社の間で各社の製作取引の実態に対する認識(例えば書面交付の有無についての認識など)に乖離が見られた。

#### <課題>

コンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐ、又は下請事業者の働き方 改革を阻害するような取引慣行の改善により、放送コンテンツの制作・流通に関わる優れた 人材を継続的に確保する必要がある。

また、ガイドライン第7版で整理した著作権の帰属に関する業務委託の類型に当てはまらない事例があることにより、協議が円滑にできていなかったり、十分な協議を行っていないケースや、放送コンテンツの二次利用について適正な対価の支払が行われないケースがいまだにある、などの指摘があり、実態把握の必要性が生じている。

	ンケート調査)とし 変更及びやり直した	て公表し、令和	元年度からは、
調査及び周知広報等の製作取引適正			
製作取引適正化に関する重点課	題の3カ年比	較結果>	
放送事業者/番組製作会社	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放送事業者	91.9%	91.1%	94.2%
番組製作会社 (放送事業者との取引)	75.3%	78.2%	77.5%
番組製作会社(放送事業者との取引) 番組製作会社(製作会社間の取引(※))	75.3% 55.7%	78.2% 75.0%	77.5% 69.1%
			771070
番組製作会社(製作会社間の取引(※))	55.7%	75.0%	69.1%
番組製作会社(製作会社間の取引(※)) 放送事業者	55.7% 98.4%	75.0% 94.7%	69.1% 94.7%
番組製作会社(製作会社間の取引(※)) 放送事業者 番組製作会社(放送事業者との取引)	55.7% 98.4% 76.8%	75.0% 94.7% 72.6%	69.1% 94.7% 68.9%
番組製作会社(製作会社開の取引(※)) 放送事業者 番組製作会社(放送事業者との取引) 番組製作会社(製作会社間の取引(※))	55.7% 98.4% 76.8% 59.0%	75.0% 94.7% 72.6% 67.2%	69.1% 94.7% 68.9% 63.6%
֡	係る事前協議、③不適切な取引内容の 業界全体の改善状況を定量的に把握 事業者と番組製作会社の認識の差異な 調査及び周知広報等の製作取引適正 。 製作取引適正化に関する重点課 放送事業者/番組製作会社	係る事前協議、③不適切な取引内容の変更及びやり直しが 業界全体の改善状況を定量的に把握することとしている。 野業者と番組製作会社の認識の差異などが拡大している点 調査及び周知広報等の製作取引適正化に関する一層の 。 製作取引適正化に関する重点課題の3力年比 放送事業者/番組製作会社 令和2年度	係る事前協議、③不適切な取引内容の変更及びやり直しが行われないこと 業界全体の広善状況を定量的に把握することとしている。 事業者と番組製作会社の認識の差異などが拡大している点も存在するため 調査及び周知広報等の製作取引適正化に関する一層の取組(個別とア 。 製作取引適正化に関する重点課題の3カ年比較結果> 放送事業者/番組製作会社 令和2年度 令和3年度

図表3-3 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」令和4年度フォローアップ調査結果

#### <対応策>

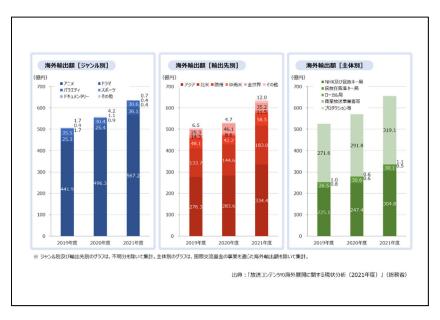
放送コンテンツの製作取引の実態調査やガイドラインの遵守状況に係る指導を徹底するとともに、当該調査の結果等を踏まえ、検証・検討会議において議論を行い、必要に応じてガイドラインの改訂や周知広報等の措置を講じるなど、ガイドラインの普及・定着を図ることにより、放送コンテンツの製作に係る取引環境の一層の適正化を推進する。

上記の取組みを進めるに当たっては、下請けである番組製作会社を含めた放送コンテンツ制作に係るサプライチェーン全体における取引環境や就業環境の改善が、良い人材を集めることにつながっていくことから、検証・検討会議における議論に当たっては、下請事業者における働き方改革や親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せ等の影響にも留意するべきである。

- (2) 放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方
  - ① 海外の放送事業者や動画配信サービス事業者等との取引機会を拡大するための方策 < 現状 >

放送コンテンツの海外展開は、我が国・地方の自然や文化、地域産品・農産品等に対する 関心を高め、訪日外国人観光客の増加や地域産品等の販路拡大などの経済的な効果が見 込まれるだけでなく、我が国に対するイメージ向上にも寄与し、ソフトパワーの強化につなが ることが期待されるものである。

我が国の放送コンテンツの海外輸出額は毎年度増加傾向にあり、ジャンル別で見ると「アニメ」が、輸出先別で見ると「アジア」、「北米」、「欧州」が堅調な伸びを示している。



図表3-4 我が国の放送コンテンツの海外輸出額(詳細)

放送コンテンツを含む映像コンテンツの国際的な取引は、主に世界各地で開催される国際見本市で行われている。新型コロナウイルス感染症の影響下においては、オンライン取引が試行的に行われ、今後は、国際見本市等における対面での取引とオンライン取引を使い分ける形で取引が行われていく見込みである。

我が国の放送事業者等における海外展開の取組は、いくつかの段階に分かれる。キー局や準キー局、大手番組制作会社等は MIPCOM 等のトップ水準の国際見本市に常に出展し、世界市場におけるブランディングと利潤追求の段階にあると言える。一方、ローカル局や中小の番組制作会社等は、国の補助金等を活用し、ATF や TIFFCOM 等の地域規模の国際見本市に共同出展し、映像コンテンツの売り手としての立ち位置を確立しようとする者もあるが、海外展開は視野に入れず、放送対象地域内の放送に専念する者もある。

一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)は、国際見本市等における個社のプロモーション活動の後押しをする共同プロモーション活動や、キー局・NHK が持つ放送コンテンツの海外展開に関するノウハウのローカル局等への共有などにより、我が国の放送コンテンツの海外展開強化に取り組んでいる。

#### <課題>

キー局や準キー局、大手番組制作会社であっても、国際見本市において、コンテンツ産業の市場規模が大きな国を中心に、国・地域単位での大規模出展がある中では、取引機会獲得は容易ではない。

ローカル局や中小の番組制作会社は、制作している放送コンテンツが報道番組や情報番組が中心であることもあり、出展できる放送コンテンツが少ない、番組販売の契約交渉の経験がない、出展・渡航費用等の課題などを理由に多くの者は国際見本市への出展も難しく、海外の番組流通事業者とのネットワークの構築の機会獲得が困難である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下において、デジタルカタログやオンラインでの取

引ができる環境の必要性が顕在化したが、オンライン取引の環境整備や当該取引に係る放送事業者や番組制作会社におけるノウハウの獲得が不十分である。

#### <対応策>

海外の放送事業者や動画配信サービス事業者等との取引機会の拡大を図るため、放送コンテンツの海外展開に取り組む放送事業者等は国際見本市へ積極的かつ継続的に出展することが必要であり、その際、個々の事業者によるプロモーションの効果を高めるため、出展事業者が共同して日本発コンテンツのプロモーションを行うことも重要である。

さらなる取引機会の拡大を図るため、国際見本市以外の取引機会として、デジタル基盤を活用した通年の情報発信や取引が可能となる環境の整備や、JETRO 等の海外拠点を活用した取引機会の獲得にも取り組むことが必要である。

こうした取組は、放送分野だけで取り組むのではなく、映画、アニメ、出版等コンテンツ産業全体で、官民が連携して推進していくことが必要である。

## ② 海外展開の意欲があるローカル局や番組制作会社等の後押しをするための方策 < 現状 >

ローカル局や地域の番組制作会社、ケーブルテレビ事業者等による放送コンテンツの海外展開は、総務省事業を活用し、地域の自然、文化、地場産品・農産品等の地域の魅力を題材とした放送コンテンツを海外の放送事業者等と共同制作し、海外の放送で発信するものがほとんどである。

総務省事業を契機として、海外の放送事業者との連携関係ができ、地方自治体や地元企業等から協賛を得て事業化する事例や、総務省事業から得たノウハウを基に海外向けEC事業を立ち上げる事例なども出てきているが新型コロナウイルス感染症の影響下において、ほとんどの事業者が事業の継続・拡大が難しい状況にあった。

また、世界的な動画配信プラットフォームを通じて、地域を題材としたドラマの海外展開を 行っている事例も出てきている。



図表3-5 放送コンテンツを活用した地域情報発信の支援(補助事業)

#### <課題>

放送事業者にとっては、放送対象地域向けの放送コンテンツを制作し、放送することが基本にあるため、放送対象地域の外、特に海外に向けた放送コンテンツを制作する機会が少なく、ノウハウを研鑽できていない場合が多い。キー局や NHK には一定のノウハウの蓄積があるが、放送業界全体での共有は十分ではないとの指摘もある。

また、世界的な動画配信プラットフォームを活用した海外展開については、キー局や NHK であっても経験が多くなく、放送業界にそのノウハウが十分に蓄積されていない。

ローカル局等の海外展開のほとんどが、放送対象地域向けに制作した放送コンテンツに 英語又は一次展開先の言語の字幕を付したものであり、複数地域への展開を試みる場合に、 展開先の地域特性や文化等を踏まえたコンテンツの制作やプロモーションが十分ではない。

海外展開に取り組むローカル局等からは、海外展開を行う際の権利処理のノウハウや必要な人材が不足している、放送事業者や動画配信サービス事業者との契約交渉のノウハウがなく、相手に有利な契約を締結することになってしまう、海外展開できる放送コンテンツの数が少なく、売り手との取引機会の獲得や円滑な交渉が難しいといった課題が指摘されている。

また、地域の魅力を発信する場合は、地方自治体や地域企業等との連携が必要不可欠であるが、地方自治体や地域企業等との連携機会の確保や事業資金の獲得、円滑な協業が課題であることも指摘されている。

#### <対応策>

展開先の地域特性や文化等も踏まえたコンテンツ制作、権利処理や契約交渉など、キー局や NHK が持つ海外展開のノウハウの共有を深化させるとともに、国際見本市等における出展・取引機会を確保し、実践を通してノウハウの習得を図ることを支援する必要がある。

また、世界的な動画配信プラットフォームの活用など、キー局や NHK であっても経験が多

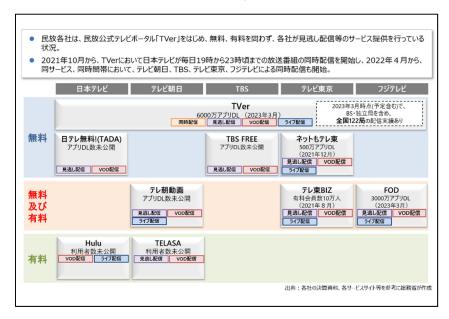
くない海外展開の類型については、官民が連携し、取引実態の把握や課題と対応策、共有すべきノウハウなどの整理を行う必要がある。

地方創生の観点からも、ローカル局等が地方自治体や地域企業等と連携し、我が国・地域の魅力を世界へ効果的に発信する取組が持続可能なものとなることは重要であるため、意欲ある事業者に対してチャレンジできる機会を提供するなどの国の支援を強化することが必要である。

- (3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方
  - ① ローカル局によるインターネット配信促進方策

#### <現状>

放送事業者によるインターネット配信は、「TVer」・「NHKプラス」などの同時配信・見逃し配信サービス、「Hulu」・「TELASA」・「テレ東 BiZ」・「FOD」・「NHK オンデマンド」などの放送事業者による VOD サービス等が提供されている。

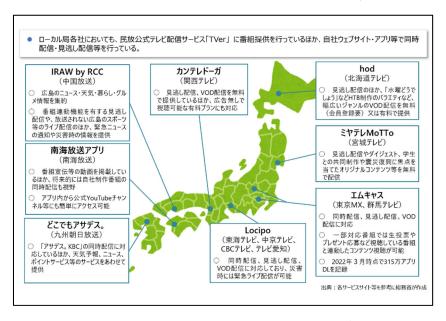


図表3-6 【再掲】民間放送事業者によるインターネット配信サービスの取組(キー局)



図表3-7 【再掲】NHKによるインターネット配信サービスの取組

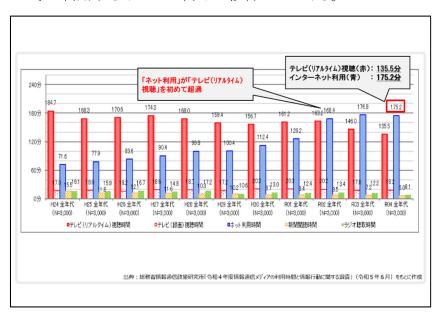
ローカル局は、「TVer」や系列キー局のインターネット配信プラットフォーム、名古屋地区の「Locipo」などの複数のローカル局が連携して構築したインターネット配信プラットフォーム、北海道テレビ放送の「HOD」などの自社で構築したインターネット配信プラットフォーム、九州朝日放送の「アサデス。アプリ」などの放送番組の同時配信等をスマートフォン上で視聴できるアプリ、YouTube等を活用してインターネット配信を行っている局があるが、大半はニュースや情報番組のYouTube配信やスマートフォン向けの配信である。



図表3-8 【再掲】民間放送事業者によるインターネット配信サービスの取組(キー局以外の例)

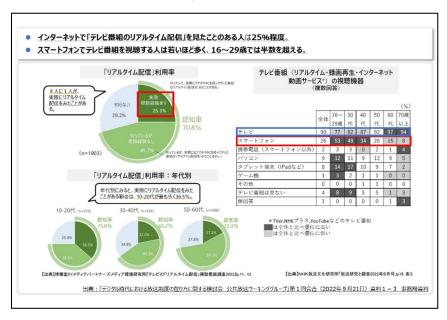
平日1日のメディアの平均利用時間は、令和2年度にはじめて「インターネット利用」が「テレビ視聴」を上回り、令和4年度にはその差はさらに拡大した。視聴者が社会生活を営む上で必要な情報を入手する方法は、テレビ受信機で視聴する放送から、スマートフォンやタブ

レット、パソコン等で利用するインターネットに移行しつつある。



図表3-9 【再掲】インターネット利用の伸長

放送コンテンツの視聴も、テレビ受信機でリアルタイムに視聴するだけでなく、スマートフォンやタブレット等で好きな時間に、手元の端末で見るという個人志向が強まるなど、視聴端末や視聴スタイルの多様化が進んでいる。

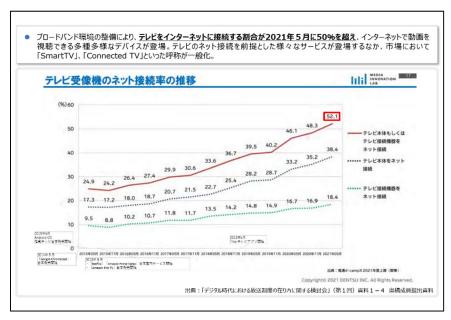


図表3-10 【再掲】インターネットでの放送コンテンツの視聴



図表3-11 【再掲】視聴スタイルの変化

放送コンテンツを視聴する端末であるテレビ受信機も、インターネットに接続する割合が 2021 年5月に 50%を超え、動画配信サービスを視聴する機能を併せ持った端末に変化した。



図表3-12 【再掲】テレビ受信機のネット接続率の推移

#### <課題>

放送はこれまで、放送法の下で「質の担保された情報」を届けてきたが、多種多様な情報が流通する現代の情報空間の中では、こうした放送の役割の重要性は益々高まっており、放送がこうした役割を引き続き果たしていくためには、キー局のみならず、ローカル局にもインターネット配信の充実が期待されるが、現状は、一部の局がニュースや情報番組の YouTube 配信やスマートフォン向け配信を実施するにとどまる。

インターネット配信に取り組んでいるローカル局からは、インターネット配信を前提とした権

利処理のノウハウやこれに対応できる人材が不足している、動画配信サービス事業者との契約交渉のノウハウがなく、相手に有利な契約を締結することになってしまうといった課題が指摘されている。

また、放送事業者、番組制作会社等と動画配信サービス事業者との契約においては、コンテンツ制作者側に交渉力がないために、動画配信サービス事業者に重要な知的財産(全ての著作権、世界における永久の利用権等)を囲い込まれたり、コンテンツ制作者側が十分な対価還元を受けられない契約を締結することになってしまうといった課題も指摘されている。

回答した社も一定数見ら	11/20		
	(テレビジョン放送) の: (業務の1つとして楽曲	うち、キー局 5 社を除く122 青報の入力等の業務を行って	2社を対象に実施(令和4年11月24日 ~ 12月23日) ている方は含まず、各放送局の権利処理の担当部局な
人数		回答数	割合
0人		7	7.7%
1~27	C C	64	70.3%
3~4)		13	14.3%
5~9		4	4.4%
10人~14	人	2	2.2%
15人~19	人	0	0%
20人以」	Ł	1	1.1%
総計		91	

図表3-13 ローカル局における権利処理の課題①(権利処理体制の問題)



図表3-14 ローカル局における権利処理の課題②(人員・ノウハウの不足)

インターネット配信を行う場合の権利処理や動画配信サービス事業者との契約交渉について、コンテンツ制作・流通の現場の状況把握をしつつ、官民が連携し、共有すべきノウハウの整理や、インターネット配信に取り組むローカル局の連携・サポート体制の構築に向けた検討に早急に着手する必要がある。

なお、現在、政府全体でデジタルアーカイブの議論も検討されているところであるが、NHK をはじめデジタルアーカイブされた放送コンテンツに関して、飛躍的な充実や活用促進に向けた課題把握に務めていくことも重要である。



図表3-15 デジタルアーカイブに関する我が国の取組

② 放送コンテンツの流通促進に向けた動画配信プラットフォームの在り方 <現状>

前述のとおり、視聴者が社会生活を営む上で必要な情報を入手する方法は、テレビ受信機で視聴する放送から、スマートフォンやタブレット、パソコン等で利用するインターネットに移行しつつある。

情報空間は、インターネットを含め、放送以外にも広がっているが、インターネット空間では、アテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題が顕在化しており、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由の保障」、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体における健全性の確保の観点から、その役割に対する期待が増している。



図表3-16 インターネット空間における社会問題

視聴者は、放送コンテンツを視聴する場合、放送波経由でテレビ受信機を用いて視聴するか、インターネット経由でスマートフォン、タブレット、パソコン、インターネットに接続したテレビ受信機を用いて視聴するが、インターネット経由での視聴は、放送事業者が提供する有料又は無料の数々の動画配信プラットフォームや YouTube 等で、視聴したいコンテンツを選択することになる。

#### <課題>

インターネット経由での視聴において、数々の動画配信プラットフォームにより様々なコンテンツが提供されている中、放送が期待される役割を果たし続けるためには、視聴者が信頼性の高い放送コンテンツを容易に視聴できる環境が必要である。

放送コンテンツを視聴する専用端末であったテレビ受信機においても、インターネットに接続して動画配信サービスのコンテンツを視聴することが可能となっており、上記の環境が同様に求められている。

また、放送対象地域の視聴者に確実に地域情報を届けるためには、地域の視聴者が地域情報に到達しやすい形でインターネット配信を行いたいが、ローカル局がそれぞれにインターネット配信プラットフォームを開発、運営するには費用面、人材面でリソースが不足しており現実的ではなく、他方、規模の大きなインターネット配信プラットフォームを活用するとローカル局の放送コンテンツは埋もれてしまい、地域の視聴者に地域情報を確実に伝えることができないのではないかとの懸念があり、インターネット配信の取組を前進させづらいとの指摘もあった。

また、インターネット上におけるデータ利活用の動きの中で、視聴者が不安を感じない形でのインターネット配信サービスによる動画の視聴データの利活用についても議論の必要性について指摘があった。

なお、英国では、バランスがとれた多様な番組を提供し、幅広く国民の多様なニーズや関

心に応えることを目的として、公共サービステレビジョン放送事業者のコンテンツをスマート TV 上で優先表示することを義務づける措置がメディア法案に盛り込まれている。



図表3-17 プラットフォーム等の活用による放送コンテンツのインターネット上における流通促進方策に関する英国の動向

#### <対応策>

視聴者がインターネット経由で放送コンテンツを容易に視聴できる環境の早期実現のため、まずは、インターネットに接続するテレビ受信機において、複数のインターネット配信プラットフォームが連携し、当該プラットフォームが配信する放送コンテンツの一覧性が確保される入口(仮想的なプラットフォーム)からの適切な導線の実現に向けて、視聴者にとっての利便性という観点からも、容易に放送コンテンツを視聴できる表示・操作性について、放送事業者や様々な関係者共同による枠組みにおける検討・検証を官民が連携して行うことが必要である1。

その際、視聴者の視点(視聴実態、視聴の仕方や上記取組みに対する理解など)に留意し、また、ローカル局が提供する地域情報等の放送コンテンツに地域の視聴者等が到達しやすい仕組みに配意する必要がある。また、視聴データの活用に関する視聴者のプライバシー面に係る受容性等についても検証し、今後、「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」においてインターネット配信サービスによる動画の視聴データを活用する場合の視聴者の個人情報の取扱いについて、更に検討を深めていく必要がある。

<sup>1 「</sup>放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」(主査:内山隆・青山学院大学総合文化政策学部教授)でも同様の議論が行われた。

#### 4. おわりに

本ワーキンググループは、2022年(令和4年)12月16日の第1回会合以降、計9回の会合を重ね、デジタル時代における、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について議論を重ねてきた。

検討にあたっては、放送コンテンツ産業が置かれている概況、動画配信サービスの伸長、昨 今の視聴スタイルの変化・多様化などの状況把握を行いつつ、放送コンテンツ制作・流通を担 う放送事業者、番組制作会社、動画配信プラットフォーム、海外展開を支援する組織等からのヒ アリングを行い、また海外の制度等の紹介を含め、課題を認識し、対応策を議論いただいた。

議論を踏まえ、本取りまとめにおいて示した3点の柱は、いずれも放送コンテンツをめぐる視聴環境の変化に対応するべく取組むべき対応策を示しているものであり、今後はこれに基づき、総務省において必要な措置を講じていくことが望ましい。

上記の措置を有効に進めていくために重要な点は、措置の背景となる課題や危機感を共有し、キー局や NHK の持つノウハウの共有等を含め協調していくことである。特に、インターネット配信やデジタル技術の進展等による視聴スタイルの大きな転換期に置かれているという視聴者の視点を念頭に置きつつ対応していくことが肝要である。また、環境変化が激しい分野であることから、引き続き状況に応じて課題の抽出、対応方策の検討を続ける努力も必要である。

本ワーキンググループとしては、上記の関係者が、以上の観点を踏まえて、連携・協力を強め、良質な放送コンテンツ制作や流通に注力できるようになることを期待したい。